

6月議会 注目の議案をピックアップ!

協議会・検討委員会等、市職員以外の者が関わる全ての会議を整理・見直し！
支持! → 21件を新基準に基づき条例化!

これまで要綱などの内部規定によって、外部有識者や住民の意見聴取のために設置されていた協議会や検討委員会等を、以下の見直しの基準を整理し、条例化しました。合わせて、社会情勢の変化により必要性が低下してきたものや、設置目的が類似しているものを統合・廃止しました。

会議の見直し基準

1. 会議の設置目的や役割が執行機関の要請による調停、審査、諮(し)問、調査等であるか。
2. 会議(組織)としての結論、意見等の意思決定を行う会議か。
3. 本市職員以外の者(有識者、市民等)が意思決定に関わる会議か。



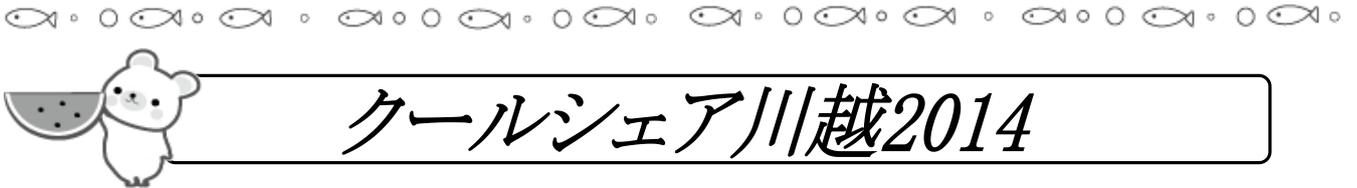
条例と要綱の違いって何?



地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる。憲法第94条で定められています。国の法律に反しない限り、地方公共団体が各自でルール(条例)を決めることができます。
「要綱」は法令による根拠はなく、市の基本的な、又は重要な内部事務の取扱いについて定めたものであり、法的な拘束力はありません。事務をする上で必要なマニュアルのようなものです。

条例は、市議会の議決や有権者の直接請求(住民の意思がより政治に反映するように、直接的政治参加が制度的に保障されています)**の対象**であり、この点が要綱とは異なります。要綱で実施している場合には、苦情を申立てることが出来ても、法的な裏づけはありませんので、条例に対してのように、不服申立てや裁判を通じて争うことができません。これが条例と要綱の違いです。

お金がないときこそ仕組みづくり!



「クールシェア」とは、夏季の暑い時間帯に自宅でのエアコンの使用を控え、みんなで涼しいところで過ごすという夏季の節電対策の一つです。市内の公共施設などを「クールシェアスポット」に選定し、家庭での冷房使用の抑制、市全体の節電効果の向上、高齢者等の熱中症対策等を図っています。現在、川越市でクールシェアスポットに選定しているのは下記の公共施設です。

川口けいすけ提案の



- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 川越駅東口図書館 | 9 名細市民センター |
| 2 環境プラザ(つばさ館) | 10 西図書館 |
| 3 児童センターこどもの城 | 11 西文化会館(メルト) |
| 4 総合福祉センター(オアシス) | 12 農業ふれあいセンター |
| 5 大東市民センター | 13 博物館 |
| 6 高階市民センター / 高階図書館 | 14 美術館 |
| 7 中央図書館 | 15 北部地域ふれあいセンター |
| 8 東部地域ふれあいセンター | 16 南文化会館(ジョイフル) |

25年度政務活動費収支報告	科目	金額(円)	備考
25年3月より政務調査費から政務活動費に名称が変わりました。政務活動費は会派(議員)が行う調査研究、その他の活動に必要な経費の一部として交付され、市議会のガイドラインに沿って請求できます。(月額7万円×会派所属議員) 交通費の殆どは燃料等の按分の規定がないため不請求、新聞購読料も請求していません。	研修研修費	-	
	調査研究費	2,200	市内外調査時の駐車料
	資料作成費	5,848	文具
	資料購入費	4,752	書籍
	広報公聴費	712,101	議会報告書作成、印刷、送付
	人件費	-	
	その他の経費	-	
	合計	724,901	
	残金	115,188	返金